平成 20 年 2 月 1 日
全国人事委員会連合会

「特２級」新設に係る「参考モデル給料表」の概要

1　「特２級」新設に当たっての考慮事項

○　学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)及び関係政令等
小学校、中学校及び高等学校等に、主幹教諭及び指導教諭を置くことができることとなり、法律及び政令等により、その職責や職務内容が明示された。

○　文部科学省による教員給与に関する説明資料(平成 20 年度予算案の説明等)
主幹教諭及び指導教諭について、「本給については教諭とは異なる級で処遇されることが適当」とされ、教諭と教頭の間の処遇である点が示された。

○　一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に定める規定の趣旨(国家公務員の給与制度の趣旨)

2　「特２級」作成のポイント

（１）名称

○　旧教育職俸給表(二)及び旧教育職俸給表(三)に新設する、<u>主幹教諭及び指導教諭に適用される職務の級の名称は「特２級」</u>とする。

（２）初号の位置

○　主幹教諭等の職務・職責を考慮し、行政職俸給表(一)３級の初号と同位置（大卒制度年齢２８歳）の大卒制度年齢２８歳で設定する。

（３）昇格対応

○　特２級は、行政職俸給表(一)の３級係長以上の級に相当すると考えられ、昇格対応の設定に当たっては、一定の昇格加算額を設定する。

○　２級から特２級への昇格加算額については、現行の昇格制度(新昇給制度)の基本的考え方に基づき、9,000 円とする。

○　特２級から３級への昇格加算額については、現行の２級から３級への昇格加算額と同額の 10,000 円とする。

（４）水準及び昇給カーブの設定

○　現行の２級と３級の「中間水準」を基本とする。

（５）末号の位置

○　現行の２級又は３級の昇給回数や、特２級と３級との逆転防止等の観点から、総合的に判断した結果、５５歳で設定する。

（６）再任用職員の俸給月額

○　現行の２級と３級の再任用職員の俸給月額の中間水準とする。

※　注意点

○　当該給料表はあくまで「参考モデル給料表」であり、その活用や運用の詳細については、各団体において判断するものである。